

調布市基本計画の修正方針

この方針は、調布市基本計画（平成25年度～平成30年度）を時点修正するため、基本的な事項を定めるものである。

1 計画の時点修正の必要性と背景

調布市では、「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」をまちの将来像に掲げた調布市基本構想（平成24年6月議決）に即して、その基本方針を具現化するための基本的な施策の体系や各施策における主要な事業の概要を一体的に示す調布市基本計画（平成25年度～平成30年度）を策定し、計画的なまちづくりを推進している。

調布市基本計画は、前期6年、後期4年を計画期間としているが、市長任期との連動性を考慮し、平成26年度に必要な見直しを行い、以後、4年間の計画期間でローリングすることとしている。

こうした考え方の下、現行の基本計画の基本的な枠組みを引き継ぎつつ、計画策定後の市政を取り巻く社会経済状況の変化や制度改正、各施策・事業の取組状況、新たな行政課題への対応を図るため、基本計画の時点修正を行う。

2 基本計画の時点修正の前提

(1) 人口

平成25年度に実施した将来人口推計を基本とする。ただし、実人口の今後の推移を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとする。

(2) 土地利用

調布市都市計画マスタープラン（平成10年6月策定・平成19年1月一部改訂）、調布市地域別街づくり方針（平成22年3月策定）による将来都市構造や土地利用構想を踏まえることとする。ただし、平成26年度に改定を予定している調布市都市計画マスタープランの検討状況を踏まえ、整合性を確保するものとする。

(3) 財政

計画期間の財政フレームは、限られた財源の中、今後の市税収入の見通しや消費税率引上げの影響、基本計画事業の取組状況、新たな財政需要等を踏まえ、時点修正を行い、財政の健全性を維持していくものとする。

3 計画の期間・構成

(1) 計画の期間

平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間（図1参照）として、基本構想を具現化するための基本的な施策を体系的に示すとともに、各施策分野においては、主要な事業として、基本計画事業を一体的に示すものとして策定する。

【図1 計画期間のイメージ】

年度	平成 (西暦)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
基本構想	調布市基本構想（平成24年6月19日議決・策定）										
基本計画	前期基本計画（施策・行革プラン）						後期基本計画				
				修正基本計画							
市長任期											

(2) 計画の構成

現行の基本計画の5編（総論・重点プロジェクト・分野別計画・行革プラン・地域別計画）を基本とする構成とし、各章の内容は、各施策・事業の取組状況や各施策を取り巻く環境の変化、新たな課題への対応等を踏まえ、適宜見直しを行う。

(3) 主な時点修正の範囲と考え方

各項目において、限られた経営資源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるという考えの下、市政を取り巻く環境の変化や新たな行政課題を踏まえ、以下のとおり時点修正を行う。

ア 総論

計画策定後の市政を取り巻く環境の変化や新たな行政課題など、計画の修正に当たっての主な視点を整理する。

イ 分野別計画・重点プロジェクト

施策体系は、基本構想に示した8つの基本目標に沿った31施策を基本とし、各施策に位置付ける基本的取組や基本計画事業は、財政フレームとの整合性を確保する中で、各取組の状況や新たな課題への対応等に応じた時点修正を行う。

重点プロジェクトは、今後の調布市のまちづくりを展望し、現行の4つの視点をベースに、直近の市民ニーズや新たな課題への対応等を踏まえ、必要な見直しを行う。

まちづくり指標は、社会状況や事業の達成状況等を勘案し、必要に応じた指標の見直しや目標値の時点修正を行う。

ウ 行革プラン

市政経営の2つの基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」と「持続可能な市政経営」を踏まえ、基本構想に掲げた3つの基本的な姿勢を柱とした4つの方針とそれらに連なる個別プランによる構成とし、各プランの取組状況や社会状況等を踏まえた時点修正を行う。

4 基本計画の時点修正における検討体制

(1) 検討体制

行政経営会議をはじめとする現行の体制の下，各部との意見交換等による議論を実施するとともに，総合計画策定推進委員*からの助言をいただきながら計画の修正に取り組む。

(2) 行政評価

PDCA マネジメントサイクルの活用により，行政評価・行革プラン進行管理と連動した施策・事業の見直しを行う。

(3) 市民参加

修正の内容に応じて，タウンミーティングやパブリック・コメント手続，市民意識調査など，適切な市民参加手法を実践する。

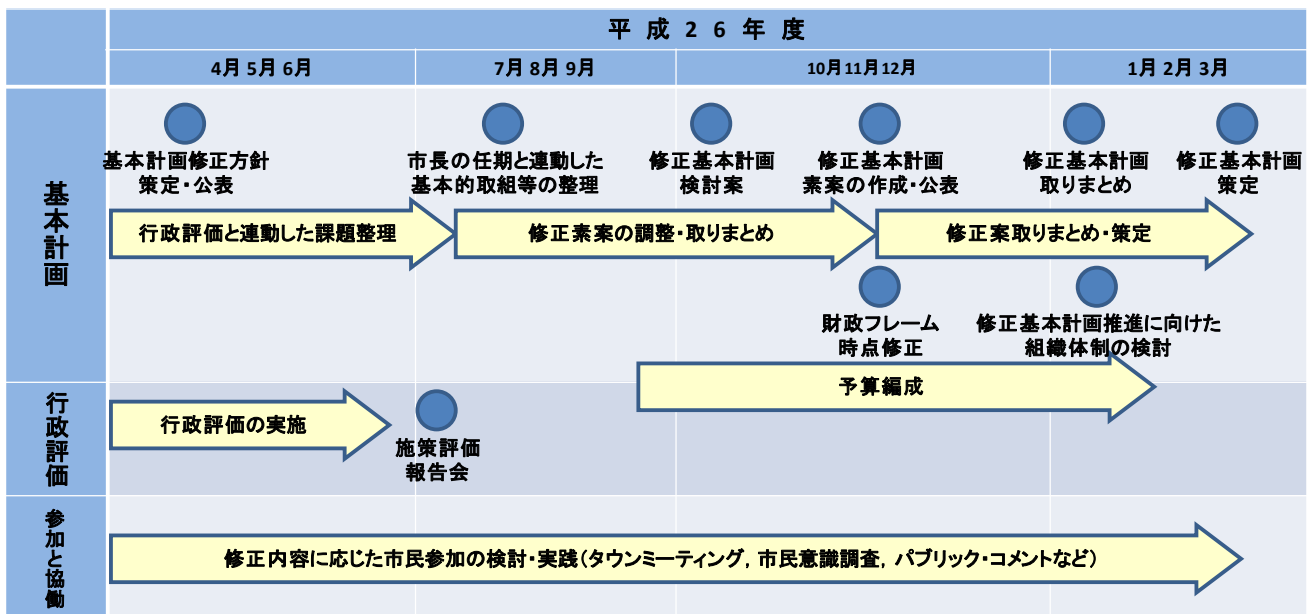
(4) 個別計画との整合

既存あるいは策定中の個別計画の基本的な方向や主な取組内容や，国・東京都等が策定した市域を包含する広域的な計画と，基本計画の整合性を確保しながら，施策・事業の整理を行う。

※ 調布市総合計画策定推進委員

基本構想・基本計画等の策定・推進に関して助言を受けるために設置する専門委員（定員 10 人以内に対し，平成 26 年 4 月現在で 7 人に委嘱）

5 基本計画の時点修正のスケジュール（イメージ）



※現在の想定ですので，今後変更となることがあります。